

民生委員・児童委員の名簿

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員
については、福祉課にお問い合わせください。

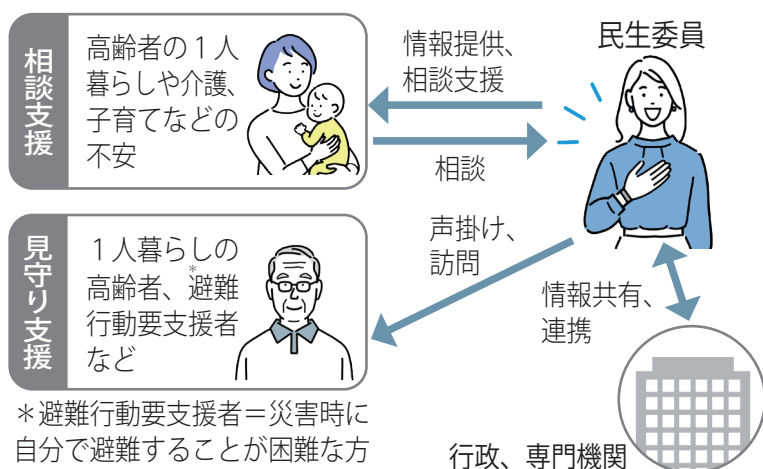
民生委員・児童委員をお知らせします

住みよい地域づくりのため市民からの相談に応じたり、高齢者・障がい者・子育て世帯への訪問や見守りをしたりするのが民生委員・児童委員です。12月1日の一斉改選で民生委員・児童委員が決まりました。

問合せ 福祉課 (☎372-3311・内線2134)

民生委員・児童委員の活動とは

担当の地域で高齢者や障がいがある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行います。地域住民の身近な相談相手として、市役所や専門機関とのつなぎ役になります。



民生委員・児童委員になるには

民生委員推薦会で審査の後、厚生労働大臣が決定し委嘱します。任期は3年です。ボランティアで給与はありませんが、必要経費として年間72,200円が支給されます。

対象

- 社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる方
- 相談内容や個人の秘密を守れる方 など

募集中

一部の地域に欠員が出ています。地域のために協力していただける方の応募をお待ちしています。詳しくは、問い合わせください。

民生委員・児童委員の名簿

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、福祉課にお問い合わせください。